

令和8年度

税制改正の ポイント

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



02

國際課稅

海外投資等損失準備金制度の適用期限の延長



今回の税制改正により、海外投資等損失準備金制度の適用期限が2年延長されます。

【制度の概要】

エネルギーや鉱物資源の安定供給源を確保するため、リスクの高い海外資源開発事業における損失に備える準備金の積立てを認め、企業のキャッシュフローを改善して継続的な探鉱・開発活動を支援するものです。探鉱・開発事業へ投資した費用の一部を準備金として積み立て、損金に算入します。

探鉱・開発事業に失敗・撤退した場合は一括で取り崩し、益金に算入して実際の損失と相殺します。一方、探鉱・開発事業に成功した場合、据置期間（5年間）が経過した場合は、翌事業年度から5年間にわたり均等に取り崩し、益金に算入して均等に課税されます。

【対象者】

海外における石油や天然ガスなどの資源の探鉱・開発事業を行う特定の外国法人（資源開発事業法人、資源探鉱事業法人など）への投資を行う青色申告書を提出する内国法人。



—

適用時期 ➤ 令和8年4月1日～令和10年3月31日まで2年間延長となります。

グローバル・ミニマム課税への対応



国際最低課税額に対する法人税について、調整後対象租税額の計算に関する見直しがされます。

令和5年度税制改正において、年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループを対象に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに実効税率15%以上の課税を確保する仕組みである所得合算ルール(IIR)に対応するため、国際最低課税額に対する法人税等が導入されました。

令和7年度税制改正において、軽課税所得ルール(UTPR)に対応するため、国際最低課税残余額に対する法人税等が、国内ミニマム課税(QDMTT)に対応するため、国内最低課税額に対する法人税等がそれぞれ創設されました。

実効税率は、調整後対象租税額を国別グループ純所得で割ることにより算定されます。

令和8年度税制改正において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しがされます。

(1)移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における調整後対象租税額の計算については、次に掲げる繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとされます。

- ①国又は地方公共団体との間で締結された税額控除等に係る取決めがあることその他これに準ずる事由により生じた繰延税金資産
 - ②法人税に相当する税に関するわが国以外の国又は地域における法令において、資産又は負債の金額が時価により評価されることにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債
- (2)その他所要の措置が講じられます。

【調整後対象租税額の算定】



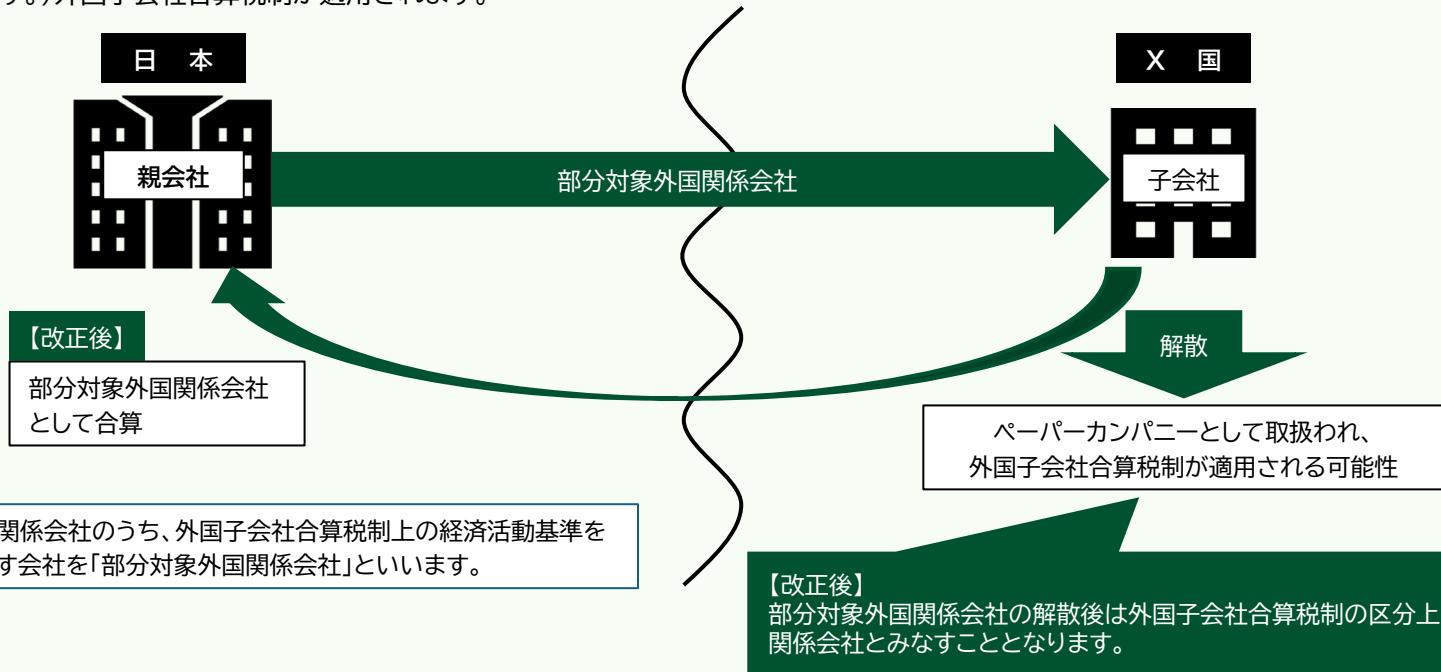
外国子会社合算税制等の見直し①



外国子会社合算税制等において、一定の外国関係会社が解散する場合の特例が創設されます。

① 課税区分の維持

解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても、事業実態を有していた部分対象外国関係会社(※)が、解散により部分対象外国関係会社に該当しなくなった場合でも、その解散により最初に部分対象外国関係会社に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度については、部分対象外国関係会社とみなして(清算部分対象外国関係会社といいます。)外国子会社合算税制が適用されます。



国税当局が、日本の親会社に対し、海外子会社が清算部分対象外国関係会社に該当することを証明する書類等の提出等を求めた場合、その期限までに書類等の提出がない場合は、特例の対象外と推定されることとなります。

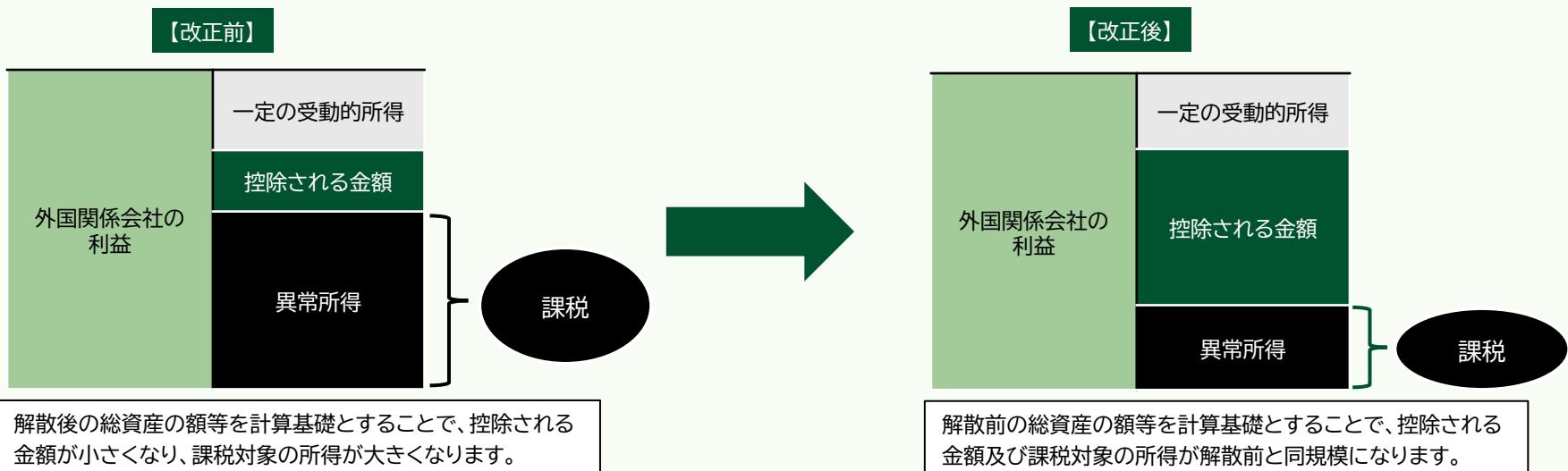
適用時期

外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

外国子会合算税制等の見直し①

② 清算中の所得計算における計算基礎の一部据置き

部分対象外国関係会社が清算段階にある場合、部分合算課税の対象所得である異常所得の金額の計算において、控除金額の計算の基礎となる総資産の額、人件費及び減価償却累計額の金額は、清算部分対象外国関係会社となる直前の事業年度の金額を適用することが可能になります。



③ 外国金融子会社等に係る特例

上記「①課税区分の維持」及び「②清算中の所得計算における計算基礎の一部据置き」の特例は、解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても、事業実態を有していた外国金融子会社等も清算外国金融子会社として同様の取扱いになります。

また、当該特例の対象期間中は、部分合算課税の対象所得である「異常な水準にある資本に係る所得の金額」はないものとして、金融子会社等部分適用対象金額の計算を行うことになります。

④ 現行の解散した外国金融子会社等に係る特例の廃止

上述の特例の創設に伴い、解散した外国金融子会社等に係る部分適用対象金額の計算に関する特例が廃止になります。



実務上の
留意点

国税当局が、日本の親会社に対し、海外子会社が清算外国金融子会社に該当することを証明する書類等の提出等を求めた場合、その期限までに書類等の提出がない場合は、特例の対象外と推定されることとなります。

適用時期

→ 外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

外国子会社合算税制等の見直し②



ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件の判定について、一定の場合には不要となります。

外国子会社合算税制について、令和元年税制改正において、租税回避リスクが高いとみなすのは適当でないとして、一定の要件を満たす持株会社等をペーパーカンパニーから除外できる除外特例規定が設けられました。

今回の改正により、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要になります。

主たる事業	一定の要件(【改正前】)	【改正後】
外国子会社(※1) 株式の保有	<ul style="list-style-type: none">収入割合要件(※3)資産割合要件(※4)	
特定子会社(※2) の株式等の保有	<ul style="list-style-type: none">被管理支配要件(管理支配会社(※5)が事業の管理、支配及び運営をすること)不可欠機能要件(管理支配会社の行う事業遂行上欠くことのできない機能を果たすこと)所在地国要件(管理支配会社の本店所在地国と同じくすること)課税要件(所得が本店所在地国で課税対象とされていること)収入割合要件(※3)資産割合要件(※4)	資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要とされます。

(※1)外国関係会社と同一の本店所在地国であり、発行済株式等のうち当該外国関係会社が保有する株式数又は金額の占める割合等が25%以上であり、かつ、その状態が当該外国関係会社への剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6ヶ月以上継続している外国法人をいいます。

(※2)内国法人と一定の関係のある他の外国関係会社で、管理支配会社と同一国に所在し、部分対象外国関係会社に該当する外国関係会社をいいます。

(※3)各事業年度の収入金額の合計額のうちに占める特定子会社から受ける剰余金の配当等の額、特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額及び主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額の合計額の割合が95%を超えていることをいいます。

(※4)各事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに占める特定子会社の株式等の帳簿価額、未収入金の帳簿価額及び現預金の帳簿価額の合計額の割合が95%を超えていることをいいます。

(※5)内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、かつ、その本店所在地国において、その役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事する外国法人をいいます。



—

適用時期

外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

外国子会合算税制等の見直し③

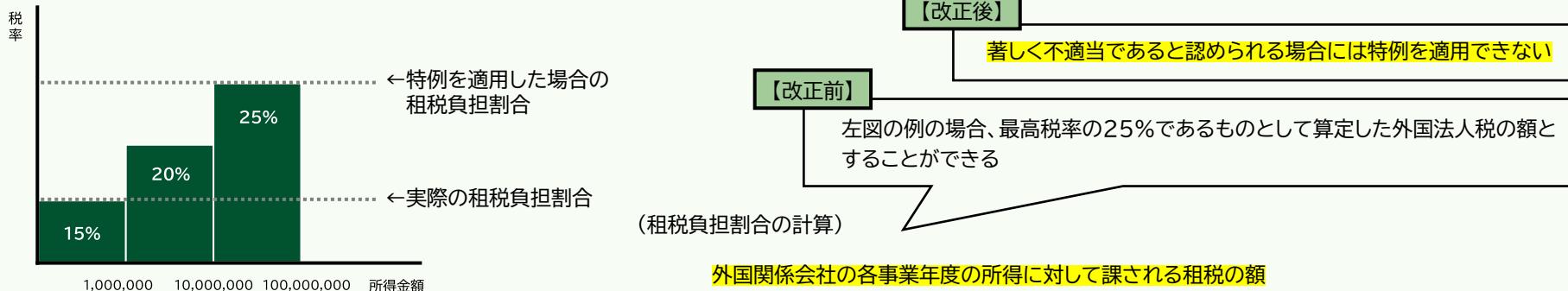


外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に最高税率を用いて租税負担割合を計算することができる特例について、見直しが行われます。

租税負担割合は、各事業年度の所得に対して課される租税の額を当該所得の金額で除して計算しますが、その本店所在地国の外国法人税の税率が累進税率となっている場合には、計算式の分子の額を最も高い税率で

あるものとして算定した外国法人税の額とすることができます。今回の改正により、下表の取扱いとされます。

	改正（前）	改正（後）
租税負担割合の計算における外国法人税の税率が所得に応じて高くなる場合の特例の適用について	外国関係会社の本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合には、租税負担割合の計算式の分子の外国法人税の額は、これらの税率をこれらの税率のうち最も高い税率であるものとして算定した外国法人税の額とすることができる。	その最高税率が適用されることが通常見込まれないこと、その最高税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていることその他の事情により本特例を適用することが著しく不適当であると認められる場合には、本特例を適用できないこととする。



外国関係会社の各事業年度の所得の金額±一定の調整



—

適用時期

→ 外国関係会社の令和8年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。